

### 入院や介護施設入居時に必要な高齢者保証人

高齢者が病院に入院したり、介護施設や賃貸住宅に入居したりするときは、保証人を求められます。一般的には配偶者や子供、親族などが保証人になりますが、単身高齢者の増加や家族関係の変化などで保証人になってくれる人がいない場合も増えてきました。そのような場合の選択肢と保証人に求められる役割について以下に説明します。

#### ■「保証人」「身元引受人」に求められる役割

① 身上看護	⇒本人が病気や認知症になったり、介護が必要になったときに、入院の手続きや介護サービスの契約などを本人に代わって行う
② 医療・介護行為の同意	⇒本人が手術を受けたり、介護の方針を決める際に、病院や施設と話し合い、医療方針や介護方針に同意する。
③ 金銭管理	⇒家賃・管理費、施設の利用料、入院時の治療費の支払いなどを保証する。
④ 死後整理	⇒本人が亡くなったときに、遺体の引き取りや遺品の処分、葬儀など死後事務を行う

#### ■家族や親族に身元保証を頼めない場合の選択肢

① 家賃や病院の入院費など、数ヶ月分は事前に準備	⇒少数とはいえ、病院によっては事前にまとまった医療費を納めておくことによって、保証人を求めないところもある。賃貸住宅でも同様
② 身元保証人を引き受けるNPOなどの団体を探す	⇒契約時に預託金を支払うことによって、身元保証をしてくれる。日常の見守りサービスや死後事務の委任もできる
③ 任意後見契約を結ぶ	⇒任意後見人と後見契約以外に、病院や施設に入る際の身元保証をお願いする契約を結ぶ。ただし、身元保証までは引き受けられないという後見人もいるので注意
④ ホーム自体が身元保証人になるような有料老人ホームを探す	⇒一部の有料老人ホームでは預託金を支払うことによって、ホーム自体が身元保証人になる。ただ、債権者と債務者が同一になるので、利益相反を指摘する声もあるので慎重に検討
⑤ 自治体の窓口や地域包括支援センターに相談する	⇒社会福祉協議会や自治体が身元保証人になる地域もあるが、まだ数はほんのわずかで例外的ケースと考えた方がよい

拙著「いまから始める『シニア人生』安心計画』（三笠書房）より